

準部門、部門の設置、廃止および昇格等に関する規程 (申し合わせ)

この申し合わせは、準部門または部門（以下「部門等」という。）を設置または廃止する場合および準部門から部門へ昇格する場合の条件を規定するものである。

(部門等の設置)

- 第1条 既存の部門と別に、会員が新たに部門等を設置しようとする場合には、会員数の比率が5%以上の場合または例えば会員数の比率等を判断基準とするなどして理事会が特に認めた場合には準部門として、会員数の比率が10%以上の場合は部門として、様式1の申請書を理事会へ提出する。
- 2 本規程において、会員数の比率とは、前期末または前々期末の全会員数に対する、設置しようとする部門等に単独に所属する会員、既設の部門等と重複して所属する会員、既設の部門等から移籍して所属する会員等の総数の比率とする。
- 3 第1項の場合において、既設の部門等から分離して部門等を設置しようとする場合は、事前に既設の部門等の準部門役員会または部門役員会での承認を得る。
- 4 第1項の申請書の提出があった場合は、理事会の議決を経る。

(準部門から部門への昇格)

- 第2条 準部門が次の各号のいずれかに該当するときは、当該準部門を部門へ昇格させることについて理事会の議決を経る。
- 一 会員数の比率が10%以上となった場合
 - 二 例えば設置からの経過年数、会員数の比率等を判断基準とするなどして理事会が特に認めた場合

(部門等の廃止)

- 第3条 理事会は、準部門役員会、部門役員会から当該部門等の廃止の申し出があった場合は、当該部門等の廃止について議決し、可否いずれの場合においても、理事会が、準部門役員会、部門役員会に対し、その後の方策について指示する。
- 2 理事会は、部門等が学会財政に多大な悪影響を及ぼしている等存続に問題があると判断した場合は、当該部門等を廃止することができる。

(準部門の事業、運営、組織)

- 第4条 準部門の事業、運営、組織は細則、部門規程（部門共通・規程1）等、部門に係る細則・規程類に準ずる。
- 2 準部門長は、理事会にオブザーバとして出席できる。

(部門等の運営開始等)

- 第5条 第1条の規定により部門等の設置が理事会において可決された場合、理事会は遅滞なく暫定の準部門長、部門長を決定し、準部門長、部門長は直ちに部門等の設置に必要な規程類の整備を実施する。設置部門等は以上の整備作業を終え次第、正式に発足する。

- 2 準部門長の選出は部門長の選出の年に合わせて実施する。
- 3 第2条の規定により準部門の部門への昇格が理事会において可決された場合、理事会は遅滞なく部門長を決定する。

(付則)

- 1 平成 6年 1月26日, 理事会において承認制定。
- 2 平成 9年11月21日, 理事会において一部改正。
- 3 平成11年 4月19日, 理事会において改定。
- 4 平成12年10月18日, 理事会において一部改正。
- 5 平成16年 3月 3日, 理事会において一部改正。
- 6 平成19年 4月25日, 理事会において全部改正。

理事会 御中

平成 年 月 日
申請者

準部門，部門設置に関する申請書

- 1 設置 準部門名，部門名（仮称でも可）：

- 2 設置 準部門，部門の学術分野・範囲：

- 3 前項の学術分野・範囲が包含されていた既設の部門（該当する既設部門が2つ以上ある場合は関係の深い順に列挙）：

- 4 設置 準部門，部門に属することが見込まれる会員数：
平成 年 月： 約 名

- 5 主要組織，体制（準部門長，部門長以下の役員構成等）：

- 6 既設部門との関連（組織，経理等の特記事項があれば）：

- 7 その他特記事項：